

西 村 肇 殿

東京大学科学研究行動規範委員会

委員長 松 本 洋一郎

科学研究行動規範委員会申立案件について

平成21年4月10日付け文書により要請のありました件及び平成20年8月11日付け文書により申立てのありました下記の件は、東京大学科学研究行動規範委員会規則の適用対象外と判断いたしましたので、下記に報告いたします。

記

1. 被申立者の所属、職・氏名

所 属：大学院農学生命科学研究科

職・氏名：教授・鈴木 讓

2. 申立内容

大学院農学生命科学研究科附属水産実験所鈴木讓教授（以下「被申立者」という。）が、2007年発行の日本水産学会誌第73巻第5号「会員の声」欄に執筆した記事において引用した藤木素士氏らによる「昭和50年度環境庁公害防止等調査研究委託費による報告書」（以下「藤木ら報告」という。）の引用の在り方が「東京大学の科学研究行動規範」に違反するとするもの。

3. 審査結果

上記2の申立ての内容は、本学の規則が適用対象としている「本学の教職員及び本学の施設設備の利用者が、実験・観測・解析の手法を用いて行った科学研究における研究成果の作成及び報告の過程において行ったデータその他研究結果の捏造、改ざん又は盗用にあたる不正行為」に該当しないため、本学の科学研究行動規範委員会規則の上で審理及び裁定を行うことは困難と判断しました。

4. 付記事項

上記3のとおり、本件は、本学が規定する科学研究行動規範に照らし審理・裁定すべきものではないものの、本委員会としては、被申立者の申立内容に係る一連の行動については、本学の教員として、自らの科学的な判断を公正公平な立場や視点